

まえがき

本報告書は、平成7年9月～平成9年5月に、第一住宅建設協会から研究助成を得て行った地区レベルのまちづくり計画・事業システムの実績とその評価—地区計画法制度モデルの構想—に関する研究をまとめたものである。

1980年の都市計画法・建築基準法一部改正で地区計画制度が創設されて既に17年が経過した。これまでに全国で2000箇所以上の地区で地区計画制度が適用されている。こうした実績は、現実の市町村に地区レベルの都市計画の需要が著しいことの証左としても受け取れる。

しかし逆に、市町村の地区計画制度運用の経験の中で、その限界も明らかになりつつある。たとえば、計画の担保力の脆弱さ、実現手法との関連付けのなさ、それらからくと思われる計画そのものの内容の薄さである。

現在はまた、行政改革、規制緩和、地方分権といったわが国の諸制度の根幹を改革する動きが急展開しつつある状況にある。こうした時期に、地区計画制度も含めて、わが国の都市計画・建築制度全般をも客観的に評価し、見直す議論をすることは重要だと考えられる。

本報告書は、こうした観点から各人が自由に議論を展開したもので、1章では、地区レベルのまちづくり計画・事業システムとしての地区計画制度適用の実績とその評価を扱ったものである。2章では、地区計画を含めて、都市計画を取り巻くマクロな制度環境について扱ったものである。3章では、各々の現実の断面から見えてくる改革の方向を議論している。

地区計画制度の議論は、地区計画制度におさまらないというのが、現在の状況の特徴である。これは、17年前に地区計画制度創設の頃に我々が置かれていた状況と全く違ったものといわねばならない。

法制度は特定の立法グループだけが責任を持つべきものではなく、もっと大きな公器である。そういった意味では、こうした議論がひろく国民各層で行われなければならない。

最後に、この研究を進める過程で、石田頼房、小林重敬、高見沢実、山岡義典先生をはじめ、お世話になった方々に感謝の意を表したい。

平成9年6月

主査 日端康雄